

令和3年（2021年）

旭川市議会議案

第3回定例会

令和3年10月7日開会

令和3年 月 日閉会

令和2年度旭川市一般会計決算の認定について

令和2年度旭川市一般会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和3年10月7日提出

旭川市長 今津寛介

令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和3年10月7日提出

旭川市長 今津寛介

令和2年度旭川市動物園事業特別会計決算の認定について

令和2年度旭川市動物園事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和3年10月7日提出

旭川市長 今津寛介

令和2年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算の認定について

令和2年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和3年10月7日提出

旭川市長 今津寛介

令和2年度旭川市育英事業特別会計決算の認定について

令和2年度旭川市育英事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和3年10月7日提出

旭川市長 今津寛介

令和2年度旭川市介護保険事業特別会計決算の認定について

令和2年度旭川市介護保険事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和3年10月7日提出

旭川市長 今津寛介

令和2年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算の認定について

令和2年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和3年10月7日提出

旭川市長 今津寛介

令和2年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

令和2年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和3年10月7日提出

旭川市長 今津寛介

令和2年度旭川市水道事業会計決算の認定について

令和2年度旭川市水道事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和3年10月7日提出

旭川市長 今津寛介

令和2年度旭川市下水道事業会計決算の認定について

令和2年度旭川市下水道事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和3年10月7日提出

旭川市長 今津寛介

令和2年度旭川市病院事業会計決算の認定について

令和2年度旭川市病院事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和3年10月7日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市防災基本条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市防災基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年10月7日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市防災基本条例の一部を改正する条例

旭川市防災基本条例（平成27年旭川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「勧告若しくは指示又は屋内での待避等の安全確保措置」を「指示又は緊急安全確保措置」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

災害対策基本法の一部改正に伴い、旭川市防災基本条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年10月7日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」を「第53条・第54条」に改める。

第3条第1項中「以下」を「第53条を除き、以下」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供

されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の規定は、令和3年8月2日から適用する。

(説 明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市助産施設条例及び旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市助産施設条例及び旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年10月7日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市助産施設条例及び旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例
の一部を改正する条例

(旭川市助産施設条例の一部改正)

第1条 旭川市助産施設条例（平成13年旭川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「市町村民税非課税世帯（旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例（平成13年旭川市条例第16号。以下「費用徴収条例」という。）別表第1備考第4項の規定により当該世帯に含まれることとなる世帯を含む。）」を「市町村民税非課税世帯」に改め、同号ウ中「費用徴収条例別表第1備考第2項及び第5項」を「旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例（平成13年旭川市条例第16号。第8条において「費用徴収条例」という。）別表第1備考第2項」に改める。

(旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例の一部改正)

第2条 旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例（平成13年旭川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

別表第2備考中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例（以下「改正後の費用徴収条例」という。）別表第2の規定は、施行日以後に受けた母子保護の実施に係る徴収金について適用し、施行日前に受けた母子保護の実施に係る徴収金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に母子保護の実施を受けている者の施行日の属する月に係る徴収金については、前項及び改正後の費用徴収条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説 明)

寡婦及び寡夫に準ずる者に係る規定を整備するために、旭川市助産施設条例及び旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例の一部を改正しようとするものである。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率について、次のとおり報告する。

令和3年10月7日提出

旭川市長 今津寛介

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	8.2 (25.0)	85.8 (350.0)

備考

- 「実質赤字比率」欄の「—」は、実質赤字額がないため実質赤字比率が算定されないことを示す。
- 「連結実質赤字比率」欄の「—」は、連結実質赤字額がないため連結実質赤字比率が算定されないことを示す。
- ()内の数値は、旭川市の早期健全化基準を示す。

令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく資金不足比率について、次のとおり報告する。

令和3年10月7日提出

旭川市長 今津寛介

特別会計の名称	資金不足比率 (%)
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
病院事業会計	—

備考 「資金不足比率」欄の「—」は、資金不足額がないため資金不足比率が算定されないことを示す。

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月7日提出

旭川市長 今津寛介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合
220,946円	令和3年9月24日	令和3年7月13日 旭川市6条通7丁目	市 100%